

2021/3/4 危機対応学_合評会 (3)

『危機対応の社会科学・下ー未来への
手応え』

第3章「リスクと危機の間ーフランス
における携帯電話基地局問題を素材と
して」

齋藤 哲志 (社会科学研究所・准教授)

リスク = 「危機に至りうる事象」

- 明白なリスク：危機に至ることが確実な事象

→未然防止原則

- 仮定的なリスク：危機に至るとの見立て自体が仮定にとどまる事象

→予防原則

しかし、介入の可否をめぐる評価の対立、「リスクの社会的受容」

なぜ携帯電話基地局か？

- 「人々はなぜ携帯電話の危険性には反発せず、基地局がそこにあることに反発するのであろうか」
- 古典的な反迷惑施設運動
→ 電磁波リスクの「発見」によるフレーミングの格上げ

司法過程

- 行政訴訟：設置許可処分取消訴訟、予防原則違反の主張
⇔ 通信行政の集権性、一元的規律の要請
- 民事訴訟：基地局の撤去の請求、「近隣妨害」の法理（隣人訴訟、過失の立証不要、損害の甚大性・異常性のみ）

司法過程（承前）

- ヴェルサイユ控訴院2009年判決
 - ： 電磁波の人体への影響を否定する科学的資料は提出されていない。
 - ： 科学的不確実性から、周辺住民には「恐れ」「不安」が惹起される。
(cf. なんだかわからないから怖い)
 - ： この精神的損害が、賠償や施設の撤去を基礎づける。

司法過程（承前）

- 権限争議裁判所2012年判決
：民事の裁判所から管轄を奪う = 基地局訴訟の終焉
- 破毀院2012年判決
：「電磁波過敏症」への罹患 → 電磁波の遮蔽措置費用の請求
= 特定個人の許でリスクが危機に転じた場合は、救済の余地を残す？
⇔ 電磁波過敏症は医学的に疾病といえるか？

立法過程

- 「電磁波グルネル会議」
 - 専門家による調査報告書
 - 2015年法
 - ：市町村レベルでの市民参加手続
 - = 予防原則への回帰
 - = 感情的反応の馴致、リスクの理性的受容？

高村学人先生（立命館大学・法社会学）によるレビュー

- ① 電磁波過敏症の認定の正しさはいかにして担保されるのか？
- ② 基地局反対運動の当事者の内的視点は？
- ③ 事前参加手続は実効的か？

「これらの点を問わない本論文は、近年のリスク社会学や科学技術社会論と比較して科学への信頼が高いように思えた」

← 拙稿「フランス法上のいわゆる「不安損害」について——携帯電話基地局訴訟とアスベスト訴訟とを例に」中原太郎編『現代独仏民事責任法の諸相』商事法務（2020）

スマートメーター Linkyの撤去訴訟

- 医師の診断書の意義
 - ：病名記載の重視？
 - ：とりあえず仮処分、本案で鑑定の争い？
- (cf. 「環境医学」への評価は如何に)